

## 見附市選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和7年11月30日執行の見附市長選挙における点字投票に使用する投票用紙の様式を次のとおり定め、投票用紙は白色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき見附市選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和7年11月23日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

### 1. 見附市長選挙投票用紙

(表)

(裏)

